

## 「秋田県認知症施策推進計画(素案)」に関する 意見募集(パブリックコメント)の実施について

県では、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指し、「秋田県認知症施策推進計画」の策定のための作業を進めております。

計画の策定にあたり、県民の皆様の御意見を募集しますので、次によりお寄せくださいるようお願いします。

### 1 計画の名称

秋田県認知症施策推進計画(素案)

### 2 関係資料等の閲覧方法

#### (1)インターネット

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット(<https://www.pref.akita.lg.jp>)」  
美の国あきたネット>部署別一覧>健康福祉部>長寿社会課>「秋田県認知症施策推進計画(素案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の実施について

#### (2)印刷物の閲覧場所

秋田県健康福祉部長寿社会課(県庁本庁舎2階)

秋田県総務部広報広聴課(県庁本庁舎1階)

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課(秋田地域振興局を除く)

※閲覧時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

### 3 意見の提出期間

令和7年12月19日(金)から令和8年1月19日(月)まで

### 4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。(様式は別紙のとおり)

必要事項(意見、住所、氏名)が記載されていれば、所定の様式によらなくても差し支えありません。

### 5 意見提出の際の留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合があります。

## **6 提出された意見の公表**

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して内容を公開します。その際、住所・氏名は公開しません。なお、同様の意見が複数ある場合は整理し、まとめて公表することがあります。

また、素案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

## **7 意見の提出先**

秋田県健康福祉部 長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

住 所:〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

ファクシミリ:018-860-3867

電子メール:[Chouju@pref.akita.lg.jp](mailto:Chouju@pref.akita.lg.jp)